

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に
「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、
JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則 対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
--------------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具
着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。



↑皮膚等障害化学物質
リストはこちら

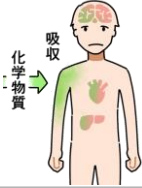
①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響**
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？

→詳細は第1章第4節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果
に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具
着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保
守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ①保護具の**適正な選択**に関すること。
- ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？

→詳細は第2章第1節～第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が
発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、
作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。
なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム
長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に
障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していな
かったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していな
かったことが原因と考えられている。



手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

A : 不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

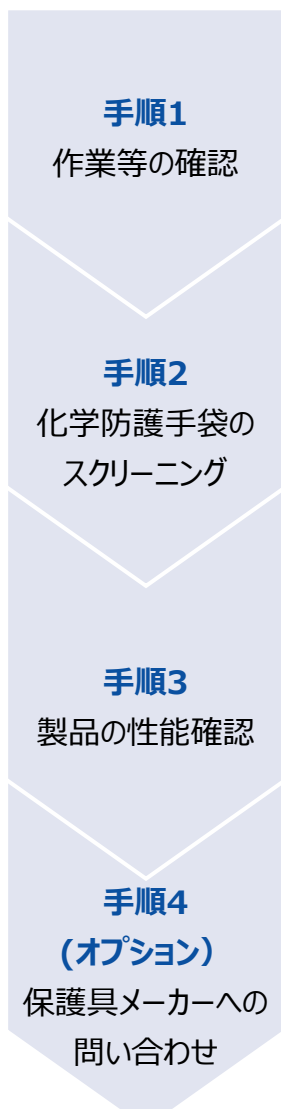
皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。



A : 以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

化学防護手袋の選定フロー



手順1（作業等の確認）

作業や取扱物質について確認

- 取扱物質が皮膚等障害化学物質か。
- 作業内容と時間はどの程度か。

手順2（化学防護手袋のスクリーニング）

化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを確認し、候補を選定

- 耐透過性能一覧表（参考資料2）で取扱物質を確認。
- 手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。
- 作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。

手順3（手袋製品の性能確認）

化学防護手袋の説明書等で製品の具体的な性能を確認

- 材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。
- 説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適しているかを確認。ただし、耐透過性能の情報がない場合は耐透過性能一覧表のデータを参考にしてもよい。

手順4（保護具メーカーへの問い合わせ（オプション））

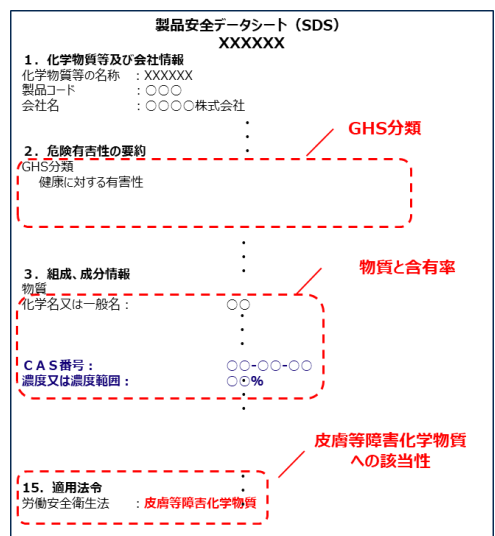
保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認

- 必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける（必須ではない）。

- 取扱物質が皮膚等障害化学物質か
 - ・取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、「15. 適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。
 - ・SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが区分1である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
 - ・SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「3. 組成、成分情報」の成分名を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく
不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト



- 皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か
 - ・成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「●」の記載がある場合、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
 - ・この場合、不浸透性の手袋などの保護具を着用しなければならない。

作業内容と時間を確認

化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。以下の確認シート（例）を参考に確認のこと。

項目	内容（例）	記入イメージ
使用時の状況	これまでの作業で化学物質が手に付着したことがあるか。	はい/いいえ
	付着したことがある場合、手にどの程度付着したことがあるか。	有機溶剤の投入時のたれや飛沫で手の一部に付着するほか、ウエス等で拭き上げる際に手のひら全体に付着する
作業時間	準備、後片付けも含めて化学物質が皮膚に付着する可能性のある時間はどの程度か。 なお、作業時間は化学物質に触れる時間ではなく、化学物質に触れる可能性のある作業を開始してから終了するまでの時間である。	1～2時間程度

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

- スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。
- スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料 厚さ (mm)	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
				0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35		0.062	0.06
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール		○	○	○	○	○	○		○	○
502	10025-67-9	一塩化硫黄		×	△	○	○	×	×		×	○
480	10025-78-2	トリクロロシラン		×	×	△	△	×	×		○	○
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		×	×	×	×	×	○		○	-

手順2（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第4章第3節第3項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
◎ 耐透過性クラス5、6 ● 耐透過性クラス3、4 ▲ 耐透過性クラス1、2		手を浸漬するなど、 手や腕全体 が化学物質に触れる作業やウェスで拭きとる等で 手のひら全体 が化学物質に触れる作業等、 化学物質に触れる面積が大きい作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	作業分類1以外で、 指先に 化学物質に触れる作業や 飛沫により液滴が手に触れる 作業等、 手の一部が化学物質に触れる作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	化学物質を取り扱うが、 化学物質に触れることは通常想定されない作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 飛沫等がかかるおそれがある 作業。 本分類では 化学物質に触れた際はその時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換 する。
作業時間	240分超	◎	◎ ●	◎ ● ▲
	60分超 240分以下	◎ ●	◎ ● ▲	◎ ● ▲
	60分以下	◎ ● ▲	◎ ● ▲	◎ ● ▲

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

作業時間

・作業時間に応じて、**60分以下**、**60分超240分以下**、**240分超**の3つのうちいずれに該当するか確認する。

※なお、作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

作業内容に応じた作業分類

・作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。

・作業分類は、「**作業分類1（接触が大きい作業）**」、「**作業分類2（接触が限られている作業）**」、「**作業分類3（接触しないと想定される作業）**」の3つ。

スクリーニング手順②：使用可能な材料の確認

- ・耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「**CAS登録番号**」もしくは「**物質名称**」で検索する。
- ・スクリーニング手順①で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

例1) 混合物中の**複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料**から手袋を選定する
混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料を選択**する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

例2) **混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて選定**する
皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて使用**する。

【混合物の選択例 1：耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	フッ素ゴム / ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)	...
		厚さ (mm)	...	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	...	0.062	0.06	...
1308-38-9	酸化クロム（Ⅲ）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	
1330-20-7	キシレン			×	△	-	×	△	×	◎		◎		◎	◎	
149-57-5	2-エチルヘキサン酸			○	◎	◎	△	◎	○	△		◎		◎	-	
75-07-0	アセトアルデヒド			×	×	×	×	◎	×	△		△		◎	◎	
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			○	◎	◎	△	◎	△	◎		◎		◎	◎	
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム			○	◎	◎	×	◎	△	-		◎		-	-	

混合物中の化学物質に対する耐透過性クラスが最も長い材料から手袋を選択する。



混合物に対して、全ての物質に対して
耐透過性能を示す材料を選択する。

具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム（0.35mm）**もしくは**フッ素ゴム/ブチルゴム（0.3mm）**の材料の手袋を使用。
- ✓ △でよいかどうかは、手順3の表で確認する。

【混合物の選択例2：いずれも透過しないよう複数の手袋を重ねて選択する場合】

耐透過性能一覧表の抜粋

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	フッ素ゴム / ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)	...
		厚さ (mm)	...	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	...	0.062	0.06	...
1308-38-9	酸化クロム（Ⅲ）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	
1330-20-7	キシレン			×	△	-	×	△	×	◎		◎		◎	◎	
149-57-5	2-エチルヘキサン酸			○	◎	◎	△	◎	○	△		◎		◎	-	
75-07-0	アセトアルデヒド			×	×	×	×	◎	×	△		△		◎	◎	
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			○	◎	◎	△	◎	△	◎		◎		◎	◎	
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム			○	◎	◎	×	◎	△	-		◎		-	-	

混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう複数の材料を選択する。



作業時間、作業分類から必要な
耐透過性能に応じて材料を選択する。

化学防護手袋の選択の例を示す。

- ✓ ◎の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「◎」となる）：
ニトリルゴム（0.45mm）と多層フィルム（LLDPE）（0.062mm）を重ねて使用
- ✓ ○の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「○」となる）：
ニトリルゴム（0.2mm）と多層フィルム（LLDPE）（0.062mm）を重ねて使用
- ✓ △の材料を選ぶ場合（全ての化学物質の耐透過性能が「△」となる）：
ネオプレンゴム（0.18mm）とPVA（N.A.）を重ねて使用

※LLDPE（Linear Low Density Polyethylene）は直鎖低密度ポリエチレンの略。
EVOH（Ethylene-vinylalcohol copolymer）はエチレンビニルアルコール共重合体の略。
※上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。

【製品の性能確認】

① 規格

- ✓ 製品が JIS T 8116 (化学防護手袋) 又は ASTM F 739、EN ISO 374に適合しているものかを確認する。
- ✓ JIS T 8116は化学防護手袋の性能に関して、試験方法等を定めているものであり、基本的には JIS T 8116に準じている製品を使用することが望ましい。
- ✓ 海外製品ではASTM F739に準じていることがあるが、JIS T 8116と互換性のある規格であるため、使用して問題ない。また、EN ISO 374については、透過速度の考え方が多少異なるが、概ね同等と扱ってよい。

② 材料

- ✓ 材料がスクリーニングで絞り込んだものと一致しているかを確認する。また、厚さについても併せて確認する。
- ✓ 製品によっては商標名で記載されているものもあるため、注意が必要である。

③ 耐浸透性能

- ✓ 耐浸透性能のクラス（クラス1～4）を確認する。

④ 耐透過性能

- ✓ 耐透過性能のクラス（クラス1～6）を確認する。
- ✓ 取り扱う化学物質の有害性や作業内容・時間を考慮し、十分な耐透過性クラスを有しているかを確認する。耐透過性能に関する情報が得られない場合は、耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。

化学防護手袋 ●●●●●

使用前に必ずこの説明書をよく読み、内容を十分ご理解のうえ、正しくご使用ください。

■用途

化学物質を取り扱う作業

■使用上の注意事項

	危険	XX XX
	注意	XX XX

■性能及び使用

- 規格 JIS T 8116:2005「化学防護手袋」適合品
- 材質 プチルゴム
- 耐浸透性 クラス2 (AQL 1.5)
- 耐透過性

標準試験化学物質	CAS No.	クラス
■■■■■	XX-XX-X	5
■■■■■	XXX-XX-X	6
■■■■■■■■■	XXX-XX-X	×
■■■■■	XX-XX-X	×
■■■■	XXX-XX-X	2
■■■■■■■	XXX-XX-X	6

クラス	平均標準破過検出時間
6	> 480 min
5	> 240 min
4	> 120 min
3	> 60 min
2	> 30 min
1	> 10 min
×	不適合

■使用前点検

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXX

■保管

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXX

■手入れ方法

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

■廃棄

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXX

取扱説明書（イメージ）

手順4（オプション）：保護具メーカーへの問い合わせ→詳細は第4項を確認

【保護具メーカーへの問い合わせ】

- ✓ より高度な管理のため、より詳細な情報を入手したい場合などについては、**必要に応じて**保護具メーカーに問い合わせることも考えられる（**必須ではない**）。
- ✓ 問合せ時、取扱物質製品の SDS とともに右記の項目等について連絡するとよい。

項目	内容
対象	化学防護手袋の製品名、型番
取扱物質	性状（固体/液体/気体） 物質名 CAS登録番号 各物質の含有率
作業	作業内容 作業時間

☑ 化学防護手袋の使用 チェックリスト →詳細は第4章第4節を確認

■ 化学防護手袋を使用する際には以下の項目等に留意しましょう

☑して確認してみましょう

使用前の留意点

☐ 着用前の傷・穴あき確認

新品であっても傷や穴が空いている可能性がある。

【作業者】

手袋を開いて空気を入れ、袖口部分を折り返し、手袋内部の空気を閉める方法等で、漏れないかを確認する。

☐ サイズ、アレルギーの確認

手袋のフィット感は作業性に大きく影響する。
また、手袋の材料によってはアレルギー反応を引き起こすことがある。

【作業者】

事前に数種類のサイズの手袋を試着し、手にあっているかを確認。また、事前の試着時に皮膚に異常がないかも併せて確認する。

☐ 手の状態確認

手袋は爪等の内部要因によって亀裂が入ってしまう可能性がある。
手に傷がある場合、傷から化学物質が侵入してしまう可能性がある。

【作業者】

爪を適切に手入れすること
着用前には手を洗い、汚れを落とすこと
また、手の傷を確認し、必要に応じて医療機関を受診する。

使用中の留意点

☐ 設定した使用時間・方法を守る

手袋の選定時に設定した使用可能時間や使用方法を逸脱した使用は、化学物質の透過、浸透により手袋内部に侵入する可能性がある。

【保護具着用管理責任者】

事前に使用可能時間、使用方法を設定し、それらを作業者に周知する。

【作業者】

設定された使用方法から逸脱せず使用する。一度でも磨耗、突刺し、引裂き、切創等の外的ダメージを直接受けた、またはそのおそれのある化学防護手袋は、たとえ外観に損傷がなくても、保護具着用管理責任者に申し出て交換する。

☐ かぶれやかゆみが生じたら使用をやめる

化学物質は気づかぬうちに手袋を透過・浸透している可能性がある。

【作業者】

手や腕にかぶれやかゆみ等が生じたら、使用をやめ、すぐに手を洗う必要がある。その後、管理者へ報告し、管理責任者へ報告し、指示を仰ぐ。

【保護具着用管理責任者】

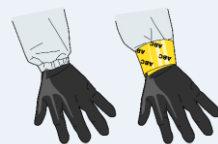
管理者や管理責任者は必要に応じて医療機関の受診を勧める。

☐ 化学物質のたれを防止する

蒸気（ガス）状の化学物質も含め、化学物質が袖口から侵入する可能性がある。

【作業者】

作業に応じて袖口を不浸透性のテープで止める等の対応が必要である。

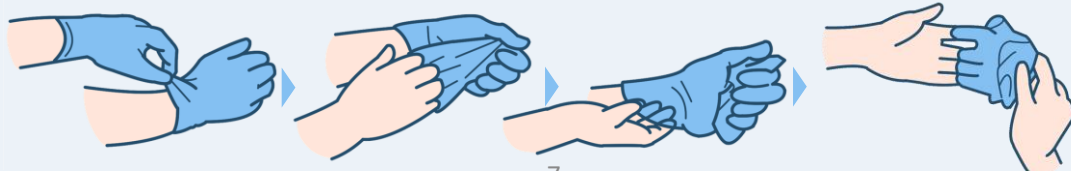


使用後の留意点

☐ 化学物質が付着しないように手袋を脱ぐ

手袋を脱ぐ際、手袋に付着している化学物質が身体に付着する可能性がある。

化学物質の付着面が内側になるように手袋を脱ぐ。



化学防護手袋の保守管理 チェックリスト

■ 化学防護手袋を保守管理するには以下の項目に留意しましょう

→詳細は第4章第5節を確認

☑して確認してみましょう

保管時の留意点

☐ 予備の手袋を常時備え付ける

手袋は状況によって、穴が空いてしまう等で使用不能になる可能性もある。

【保護具着用管理責任者】

事業場に備え付けてある保護具の在庫を定期的に確認し、定数より多く用意する必要がある。

手袋製品の使用時間は、手袋メーカーより示された性能に基づき、480分以内とすることや科学的根拠に基づき設定すること。

☐ 使用直前まで開封しない/ 乾燥した状態で保管する

手袋は周囲の環境によって、性能に影響を受けることがある。例えば、湿気の高いところに保管してあると、手袋が次第に劣化してしまい、性能低下を引き起こしてしまうなどである。

【保護具着用管理責任者】【作業者】

乾燥した状態で保管すること。

なお、使用中の手袋は、有害化学物質の存在しない、高温多湿を避けた新鮮な空気環境中にて保管する。

廃棄時の留意点

☐ 二次ばく露の防止

手袋を脱いだ後、適切に処理をしないと、使用後の手袋から化学物質にばく露する可能性が生じる。

【保護具着用管理責任者】

事業場内での廃棄ルール（例えば、定められた容器または袋に入れ密閉する）を定め、作業者に周知する。

【作業者】

作業者はルールを遵守する。

☐ 定められた場所、方法での廃棄

化学物質が付着した手袋は一般のごみとしては廃棄でない。**必ず産業廃棄物として廃棄**する必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）や自治体の条例等に従い、廃棄することが必要となる。